

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 藤岡由裕

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
3QF61KK00740	3RRA1AE0086 0001		5-104				
品名 または 件名							
(5) 177号建物空調設備洗浄役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
陸上自衛隊豊川駐屯地				業務隊 管理科 営繕班			
搬入場所				納 期 または 工 期			
高橋技官 (3317)				令和6年3月29日 (金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和6年3月15日（金）10時00分 第308会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

「契約条項等を示す場所」

契約条項及び仕様書は、下記に示す期間、第308会計隊事務室 契約班窓口において配布する。
令和6年3月5日（火）～令和6年3月14日（木）（0900～1500）
（土日については電話連絡をお願い致します）

上記以外については別紙のとおり

仕様書担当者 豊川駐屯地業務隊 管理科 高橋
電話番号 0533-86-3151（内線：3317）

契約班担当者 第308会計隊 永井
電話番号 0533-86-3151（内線：3337）
FAX番号0533-84-7850

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「役務の提供等」D等級以上かつ競争参加地域「東海・北陸」の資格を有する者であること。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (11) 第9号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (12) その他入札心得に示す「事務次官指示事項」の条件を満たすもの。

2 違約金に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による入札にご協力をお願い致します。

4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者の入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札業者名、住所及び入札金額が判別し難い入札
- (4) 入札開始時刻に遅れた者の入札
- (5) 同一業者が入札した2通以上の入札書による入札
- (6) 入札書の内容を訂正したもので、その訂正について押印していない入札
- (7) 入札書の親金額の訂正は認めない
- (8) 第8項第1号で示す期限に遅れた郵便入札

5 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書の下記の条項を適用する。

- (1) 基本契約条項
 - 役務請負契約条項
- (2) 特約条項
 - ア 談合等の不正防止に関する特約条項
 - イ 暴力団排除に関する特約条項

6 契約書の作成

契約書を作成する。（50万円未満については省略とする。）契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

7 落札の決定方式

総額決定（消費税抜）

総額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とします。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

8 その他

(1) 郵便による入札については、**令和6年3月14日（木）17時00分必着分までを有効とします。**なお、事前に郵便入札の申し出を第308会計隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ずお願いします。また、入札金額が同額による場合は当該入札に係りの無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。

(2) 電報・電話等による入札は認めません。

(3) 入札に参加する者は、**令和6年3月14日（木）17時00分までに資格決定通知書の写しを提出してください。**（FAX可）

(4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。

(5) 市場価格調査にご協力をお願いします。

(6) 入札書への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入願います。なお、記載された連絡先には、必要に応じ、当方から御連絡させていただく場合がございます。押印を省略しない場合は、従来通り、住所、会社名、代表者名の記載及び押印をお願いします。

(7) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1

陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班 担当：永井

0533-86-3151 内線(3337) FAX0533-84-7850（直通）

メールアドレス：ma308fin-ma@inet.gsdf.mod.jp

(8) 仕様内容に関する問い合わせ先

陸上自衛隊豊川駐屯地 豊川駐屯地業務隊 管理科 営繕班 担当：高橋

0533-86-3151 内線(3317)

本公告は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊
陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊
陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊
陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊 のほか
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。



(5)177号建物空調設備洗浄役務

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊

役務名称	(5)177号建物空調設備洗浄役務					
図面名称	仕様書(表紙)					
業務隊長	管理科長	営繕班長	企画係長	電気係長		設計者
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊					図面番号	1/4

仕 様 書

調達要求番号	3RRA1AE0086	作成部隊	豊川駐屯地業務隊
役務件名	(5)177号建物空調設備洗浄役務	作成年月日	令和6年2月13日

- 1 役務場所
愛知県豊川市穂ノ原1-1 陸上自衛隊豊川駐屯地
- 2 役務概要
本仕様書は、陸上自衛隊豊川駐屯地内177号建物空調配管洗浄を実施するものである。

3 役務内容

工 種		作業概要	作業箇所
機械設備 工事	空気調和 設備	空調配管洗浄・空調機ファン洗浄	98台

4 一般事項

- (1) 本役務は、本特記仕様書・関係仕様書及び関係法令等を遵守して実施すること。
なお、仕様書に記載なき事項等については、事前に監督官と協議のうえ指示に従うこと。関係仕様書については次のとおり。
・建築保全業務共通仕様書及び同解説（最新版）
・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）
- (2) 役務は、全て丁寧かつ確実に実施すること。
- (3) 駐屯地（宿舍地区含む）規定により、喫煙は所定の位置で行ない、施工中及び歩行しながらの喫煙を禁止する。また、役務場所以外の立ち入りを禁止する。役務の都合によりやむを得ず立ち入る場合は、監督官と協議し部隊側立会いのもとで立ち入ること。
- (4) 自衛隊（宿舍含む）施設からの電気・給水は原則使用しないものとする。
- (5) 受注者は、役務実施に先立ち、監督官と協議のうえ作業工程表を作成し、監督官に提出することとし、了解を得たのち作業を実施すること。
- (6) 役務に際し、関係各官公署等への届出等が必要である場合については受注者の責任において迅速に処理すること。
- (7) 役務に際し、製作図・承認図・図面及び見本等が必要であると考えられる場合、もしくは監督官から指示があった場合については速やかに監督官に提出し、承諾を得ること。
- (8) 受注者は、役務の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着手前・実施中・見隠れ部分・完成・使用材料及び監督官の指示箇所とし、役務完了後速やかにA4判アルバムに整理のうえ提出すること。
- (9) 役務は受注者の責任施工とし、施工に際し破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。

- (10) 開始に先立ち、事前に現地を確認すること。また、本役務は、図面より現地での取り合いを優先する。
- (11) 役務に際し、新設または既設部分への補強及び養生等が必要と思われる箇所については、適切に処置を施すこと。
- (12) 役務中の安全管理には十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止のための措置を講ずるものとする。
- (13) その他不明な事項等はその都度監督官と協議する。

5 特記事項

- (1) 既設空調機の型番等は下記に示すものとする。

型番	規 格	台 数
FCU-2	三菱電機(株) LH-FR-C 天井埋込型 冷房全熱1,150kcal/h以上	4
FCU-3	三菱電機(株) LH-FR-C 天井埋込型 冷房全熱1,720kcal/h以上	40
FCU-4	三菱電機(株) LH-FR-C 天井埋込型 冷房全熱2,300kcal/h以上	50
FCU-6	三菱電機(株) LH-FR-C 天井埋込型 冷房全熱3,450kcal/h以上	4

- (2) 空調洗浄に際し、室内の養生等を十分に実施すること。
- (3) 空調配管（内部）、ドレンパン、熱交換器、ケーシング及び空調ファンは高压洗浄機等で洗浄すること。その際、ケーシング及び空調ファンは取外して洗浄し、モーターの状態等を確認すること。
- (4) 洗浄に必要な器材及び消耗品等は受注者負担のもと実施すること。
- (5) 配管等洗浄の際に出た洗浄水は適切な処理をすること。
- (6) 配管洗浄中に配管の故障や不具合が生じた際は監督官に報告し、指示に従うこと。
- (7) つまりの原因が判明した場合は監督官に報告し、その状況を写真で提出すること。

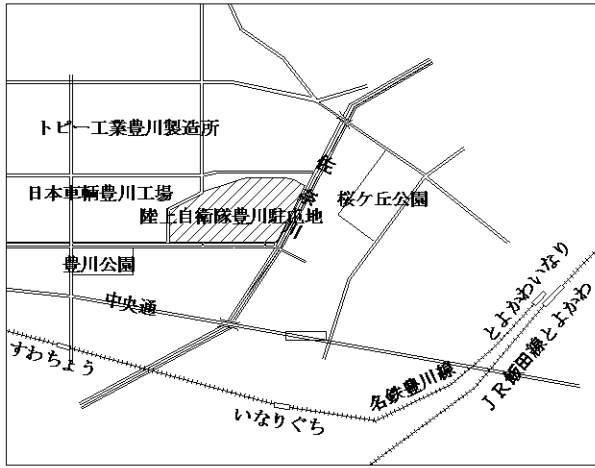
6 提出書類

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 工程表 | 1 部 |
| (2) 現場代理人通知書（略歴書含む） | 1 部 |
| (3) 打合せ簿 | 1 部 |
| (4) 開始・完了届 | 1 部 |
| (5) 作業日誌 | 1 部 |
| (6) 作業写真 | 1 部 |
| (7) その他指示された書類 | 1 部 |

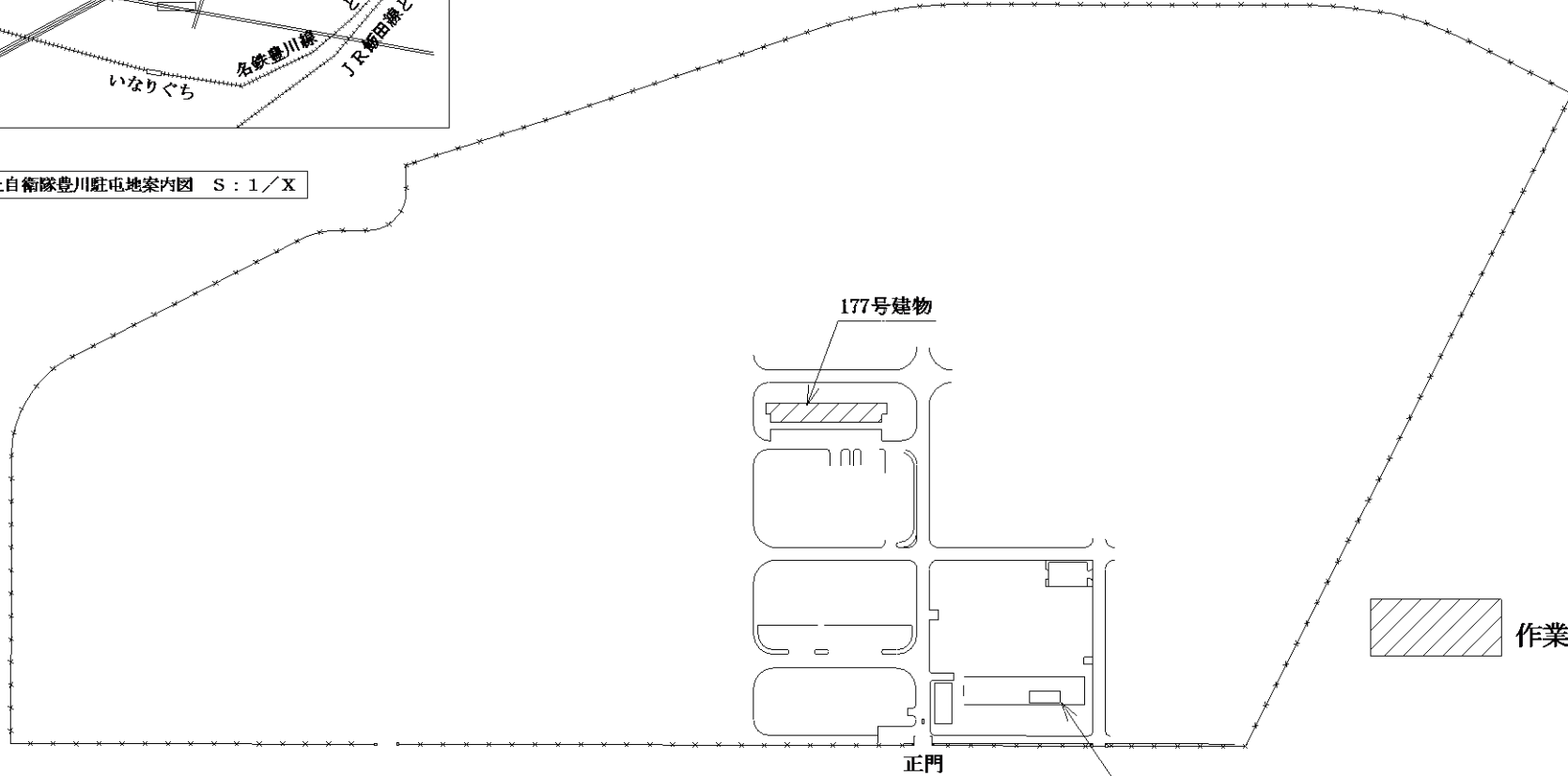
7 完了検査

作業完了後、現場清掃のうえ監督官に届け出て検査官の実施する検査を受け、合格をもって工事完了とする。なお手直し事項が生じた場合については手直し完了後再検査を受け、合格をもって作業完了とする。

役務名称	(5)177号建物空調設備洗浄役務		
図面名称	仕様書		
	陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	2 / 4



陸上自衛隊豊川駐屯地案内図 S : 1 / X



陸上自衛隊豊川駐屯地配置図 S : 1 / 4500

役務件名	(5) 177号建物空調設備配管洗浄役務		
図面名称	案内図・配置図		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	3 / 4	

